

帝国日本形成期と国民の形成

―日清・日露戦争前後の日本の状況を対象として―

工藤 豊

はじめに

日清・日露戦争が行われた二十世紀への移行期において日本では、一八八五（明治十八）年の内閣制度の創設、一八八九（明治二十二）年の大日本帝国憲法の公布、そして翌年の第一回帝国議会の開催等、明治維新以後の西歐的近代国家形成努力の結果として、諸政治機構の整備努力が明確な形を見せていた。それに反して朝鮮半島（李氏朝鮮）では壬午・甲申両事変以来の国内混乱のため、従来の冊封体制を維持しようとする清国と半島進出をねらう日本の干渉を生み、近代日本にとって初の本格的対外戦争である日清戦争^①へと結びつくことになる。

日本はその戦争の勝利で朝鮮半島への進出確保の足掛かりは得たものの、戦後の三国干渉によって半島での優先権確保という目的を達成することはできず、さらに三国干渉の受諾によって一人前の近代国家^②としての立場に立ち得ていないことも明確になる。その後は満洲地域から朝鮮半島進出をねらうロシアからの新たな脅威への対処のために、約十年にわたって朝鮮半島をめぐる勢力争いを続け、最終的に日露戦争開戦につながる。

そして日露戦争における日本の勝利は、朝鮮半島をめぐる支配権の問題が日本の優越権の確定という形の決着に

結びつき、その後の日本の対外姿勢を確定していくことになる。そうした二つの戦争後の影響から、日清・日露戦争はその後の第一次世界大戦からアジア・太平洋戦争へとつながる、戦争に次ぐ戦争の歴史の出発点となったが、そうした歴史の経緯から両戦争に対しては、列強による開国以来の進出に対抗する「自国の独立確保のための防衛戦争」という位置づけと、日清戦争後の領土拡大に示される「侵略志向を持った帝国主義戦争」という二つの評価^③が対立しつつ存在することになる。両戦争前後の歴史状況はそうした二者択一について簡単に結論付けることを許さないが、日清戦争以後日本が、アジア・太平洋戦争開始前まで台湾、南樺太、朝鮮半島、南洋諸島などを次々に自国の領域に組み込み、海外に領土拡張を続けていったことは事実である。

また、国際戦争の講和条件という観点から、日清戦争の講和条約である下関条約とその十年前に結ばれた清仏戦争の講和条約である天津条約（一八八五）の内容を比較してみると、講和段階で日本が要求した条件の過酷さが明確である。すなわち天津条約では、フランスがヴェトナムを保護国とすることを清国が認める内容の他にフランスが得た利権としては、通商路確保のために北ヴェトナムにいくつかの通商港を開港すること、鉄道敷設に関するフランスの業者の優先的活用等が盛り込まれた程度である。

それに対して下関条約では、朝鮮半島に関して「清国からの完全な独立（一条）」を認めさせた点については、清国の朝鮮半島への関与の放棄が行われ、従来の冊封体制からの転換が行われたという点で清国―ヴェトナム関係との類似性があるとしても、遼東半島・台湾その他の領土の割譲（二条・三条）や多額の賠償金の支払い（四条）など、天津条約には見られない利権内容が多く盛り込まれている。その他、いくつかの都市（沙市、重慶、蘇州、杭州等）の開放に伴う経済的利権の確保を含めると、下関条約の内容は賠償金に加えて利権獲得や領土確保などが行われた内容において天津条約よりは圧倒的に帝国主義的な性格を持っていたと指摘できる。

それらの点を重視するゆえに本稿においては、両戦争を、日本の近代国家化とそれに基づくアジア・太平洋戦争への方向性を確定させた戦争と捉える立場から「帝国主義」との関連を重視することになる。⁽⁴⁾ そうした観点から、本稿では、日清・日露戦争の結果がその後の日本にどのような状況を生じさせ、その対応のためにどのような形の国民形成を必要としたかを考えてみたい。

一 戦争への取り組みと影響

1 下関条約と三国干渉

日清戦争にせよ日露戦争にせよ、国際戦争はその後の国運を左右するものであり、開戦の決定は国内政治においても外交的にも最重要案件であったが、開戦前の段階においては国内各勢力が開戦に向かつて一枚岩であったとは言えない。例えば日清戦争開戦時において日本の陸軍戦力は清国の四分の一、火炮は六分の一程度と把握され、海軍も当時の清国が有する北洋艦隊（北洋水師）に対抗できる戦力を保持していなかったため、開戦は勝算が不確実な戦争の選択を意味した。そうした背景から開戦に至る中では、松方正義を中心とする主戦派と伊藤博文を中心とする慎重派との間の政府内部での対立のみならず、帝国議会における政府と政党との恒常的対立に加え、政府と軍部との間にも開戦に向けての不一致があり、明確で統一的政策決定が困難であったことが指摘される。⁽⁵⁾

さらに付け加えれば、『明治天皇紀 第八』には、日清戦争に関する明治天皇の意思として、宣戦の奉告祭に際して「今回の戦争は朕素より不本意なり、閣臣等戦争の已むべからざるを奏するに依り、之を許したるのみ」と語り、催しに出席せず祝詞も代読させたとの記述がある。⁽⁶⁾ 明治天皇の開戦についての当時の真意はともかく、これらの内容からは対清国開戦に向けての挙国一致の状況を見て取ることはできず、農民反乱で混乱が続く朝鮮半島の状

況に流されての開戦であったと想像される。それを陸奥宗光は『蹇蹇録』の中で「外交上において常に被動者の地位を執らんとするも、一旦事あるの日は軍事上において総て機先を制せん⁽⁸⁾」という機運の影響と指摘している。

そうした中で行われた日清戦争の対外的な意味付けは、日英通商航海条約における治外法権の撤廃実現の直後に開戦となったことなど含め、国として持つべき近代戦争遂行能力やそのための諸制度の整備水準などが日本の近代国家としての成熟度合いを計る点に存在することになる⁽⁹⁾。それゆえに、日清戦争の勝利は、日本が欧米各国に見劣りすることなく社会的・軍事的諸制度を整備運用できることを証明し、欧米を中心とした国際社会の一員としての資格を証明してみせたという点で、いわば脱亜入欧（文明化）が達成されたとの日本国民の自己評価の成立を意味していた。しかしそうした自己評価は三国干渉⁽¹⁰⁾によって覆されることになる。

三国干渉を引き起こした遼東半島割譲の要求に関しては、条約調印直後にもロシア及びドイツ公使から「欧洲強国の内には必ず下ノ関条約に対し何事か干渉し来るべき模様ある」（『蹇蹇録』三〇三頁）ことが報告され、政府内でもそうした動向がほとんど当然のこととして共有されている。そうした介入の予想にもかかわらず講和交渉段階においてその割譲要求を付加したのは、講和会議に際しての日本国民の「戦勝の狂熱は社会に充満し、浮望空想殆ど其絶巔に達したるにおいて、もし講和条約中特に軍人の鮮血を濺いで略取したりという遼東半島割譲の一条を脱漏したらんには、如何に一般国民を失望せしめたるべきぞ」（同三六八頁）と危惧される国民感情の存在があった。すなわち、多くの死傷者という犠牲を払った結果入手し得た戦勝に舞い上がる国民感情を顧慮する必要から、当初から異論の出ることを予想しつつも遼東半島割譲を要求せざるを得なかったというのである。

日清戦争の開戦以降、三国干渉に至る間の国民感情の変化について陸奥は「日本人はある程度に欧洲的文明を採用し得るもその程度以上に進歩し能わざるや、これ将来の問題に属す。但し人類一般の常情はここに一個の好評を

得れば自ら以て余りありとし、一個の悪評に会すれば自ら以て足らずとす。今や日本人は頻りに世界列国より感歎讃賞を受けたる後、果たして能く自己の眞価を打算し得るや如何」〔蹇蹇録 一七六頁〕と述べて対外戦争に勝利し得るようになった日本が、今後も同様に対外的な高評価を受け続ける道程を歩み得るかについての疑問を呈している。その背景には、次のような日本人の動向がある。

顧みて我が国内の形勢如何といえ、平壤、黄海戦勝以前において窃かに結局の勝敗を苦慮したる国民が、今は早将来の勝利に対し一点の疑いも容れず、余す所は我が旭日軍旗が何時を以て北京城門に侵入すべきやとの問題のみ。ここにおいて乎、一般の気象は壮心快意に狂躍し驕肆高慢に流れ、国民到る処喊声凱歌の場裡に乱酔したる如く、将来の欲望日々に増長し、全国民衆を挙げ……唯これ進戦せよという声の外は何人の耳にも入らず……妥当中庸の説を唱うれば、あたかも卑怯未練、毫も愛国心なき徒と目せられ、殆ど社会に齒せられず、空しく声を飲んで蟄息閉居する外なきの勢いをなせり。 (同一七九―九頁)

陸奥はこうした国民の増長傾向を「我が国古来特種の愛国心の発動」(同一七九頁)と捉え、「政府は固よりこれを鼓舞作興すべく、毫もこれを擯斥排除する必要なし」(同頁)と考えてはいるが、同時に「その愛国心なるものが如何にも粗毫彪大にしてこれを事実^に適用するの注意を欠けば、往々かえって当局者に困難を感ぜしめたり」(同一七九―八〇頁)として、その取扱いの困難さへの注意も喚起している。そしてこうした国民感情の高揚もたらず危険性が、講和のために清国使節が初めて日本(広島)を訪れた広島談判の時期においても「この時我が国一般の人心はいまだ戦争に厭きたる気色なく、ひたすら講和なお早しと叫び、またこの際歐洲各強国が何らの隠謀、

野心を蓄え居るかを觀察するに違^いあらず」（『蹇蹇録』二三五―六頁）という動向として現れているとされ、戦闘の表面的な勝利に酔い国の客観的狀況を顧みることのできない日本国民の危うさが指摘されている。こうした観点は、三国干渉を容認した政府への国民の批判的対応とその高揚への困惑を、換言すれば戦争中とは異なる影響を及ぼし得る愛国心の制御可能性への不安を示していると考えられる。すなわち陸奥においては、戦争遂行によって挙国一致を成し遂げ、反政府の動向は止めることができたとしても、そこに生じた感情は対外強硬路線の要求となつて現れ、それを押しとどめることの困難さが認識されているといえよう。

こうして遼東半島の放棄とその代替としての賠償金の加算という決着がもたらした国民感情は、一方で福澤諭吉が『時事新報』一八九四（明治二十七年七月二十九日付の社説で指摘したように「アジアにおける文明と野蛮との間の戦争」に勝利し、敗者である中国への優越感の醸成へと向かう^①。他方、講和によって得たものを客観的に評価すれば、国家予算の六、七分分を賠償金として得た他に台湾他の領土を得た日本にとつてかなり有利な結果をもたらしたといえる。しかし三国干渉が喚起した国民感情はその後「臥薪嘗胆」をスローガンとして、ロシアに対抗できる力をつけるための苦勞に耐えるべき十年を過ごすことの強調につながっていくのである^②。

そして国民感情と並行する思想動向について触れておけば、不平等条約改正を視野に展開された欧化主義の導入とそれを貴族的欧化主義として批判した徳富蘇峰や、国粹主義によって欧化主義を批判した三宅雪嶺らの登場を経て、上記の「狂熱」に示されるような愛国心を中核とした国家主義の立場から帝国主義的方向性を積極的に容認する立場、さらに社会主義の立場から非戦論・反帝国主義を主張する堺利彦・幸徳秋水などの主張にいたるまで、国のあり方、外交の方向性などについて幅広く多様な主張が併存していくことになる。

2 戦後のアジア状況への対応

日清戦争前後のアジアには、歐洲列強が次々に勢力を伸ばしていた。東南アジア以東を見ても、フランスは清仏戦争後フランス領インドシナを形成し、イギリスはアヘン戦争後の南京条約で租界を獲得した上海を足場に揚子江を遡る形で權益を拡大し、香港も支配下に置くとともに威海衛も租借地に加えている。ドイツも山東半島の青島を租借し、そこを足掛かりにアジア進出を狙っていた。そしてロシアは、閔妃暗殺事件後高宗をロシア公使館にかくまうことよって朝鮮への影響力を強めていたが、王宮に戻った高宗が皇帝位に上ったことを宣言して大韓帝国（一八九七—一九一〇）を建国する中で、満洲を勢力下に置いた後、高宗から鉅山採掘権や森林伐採権、関稅權などを取得し朝鮮半島での利權を次々に確保しようとしていた。その後、ウラジオストクまでのシベリア鉄道の建設を進める中、一八九六（明治二十九）年の露清密約後、遼東半島南端の旅順・大連を一八九八（明治三十一年）年に租借し、太平洋艦隊基地を作るなどの形で中国に向けての南下政策を押し進めていった。

こうした列強の帝國主義的進出の中、清国では一八九九（明治三十二年）に義和團事件が起き、それへの對抗措置として歐洲諸国と日本を含む八カ国が出兵（北清事変）して北京を占領し、事変収束後もロシアは満洲地域からの撤兵を行わない状況が発生し、そうしたロシアの態度が日露戦争へと結びつくことになる。

このように日清戦争後中国は列強の侵略対象になり半植民地化していくことになるが、そうした状況下で、ロシアに対して日本では主に二つの対応が説かれることになる。その一つはいわゆる滿漢交換論と呼ばれるもので、滿洲地域へのロシアの進出を容認したうえでロシア側に朝鮮半島における日本の利權を承認させようとするものである。もう一つは当時の政權担当者である桂太郎首相—小村寿太郎外相らの、明治元勳らよりは一代代若い世代による主張で、ロシアへの不信任を背景とした日英同盟推進の主張である。この二つの立場の対立は、最終的に閣外に

いた伊藤らの満漢交換の主張ではなく桂内閣側の主張が通り、一九〇二（明治三五）年の日英同盟の締結によって決着がつくが、この同盟締結が日露戦争の開戦選択へとつながったことは否定できない。⁽¹⁸⁾

日露戦争開戦前後の動向

日露戦争の背景には、前記したようにロシアが一九〇〇（明治三十三）年の北清事変収拾のため出兵し、満洲地域を占領下に置いて植民地化を既成事実化しようとしたことが発端となる。⁽¹⁹⁾この行動に対する日英米の抗議により撤兵が約束されたが、ロシアは期限を過ぎても撤退せず、逆に駐留軍の増強の姿勢も見せている。こうした動向が日英同盟に結びついたといえよう。

こうした中で一九〇三（明治三十六）年、桂内閣は、「満洲問題に対しては、我に於て露國の優越權を認め、之を機として朝鮮問題を根本的に解決すること」としながらも「此の目的を貫徹せんと欲せば、戦争をも辭せざる覺悟無かる可からず⁽²⁰⁾」という対露交渉方針を定めて交渉に臨むことになる。そして、ロシアの朝鮮半島進出によって朝鮮半島が事実上ロシアの支配下に入り、同時にシベリア鉄道の全線開通によるロシア軍の極東への展開が容易となることが見通される段階では、兵力動員力が限定されているシベリア鉄道完成前の対露開戦へと国論が傾いていくことになる。こうした状況下で、同年六月には日露開戦を唱えた戸水寛人らによるいわゆる七博士の意見書⁽²¹⁾が内閣に提出され、新聞で国民の目に触れることを通じて日露開戦の気運が強まっていくことになる。

一方日本政府はロシアの南下圧力の強化への対抗措置として、一九〇四（明治三十七）年二月日露間の紛争に関しては「局外中立」を宣言していた大韓帝国⁽²²⁾との間で日韓議定書を、そして開戦後八月には第一次日韓協約を締結し、財政、外交分野に関して日本政府との協議を約束させ、ロシアの南下政策への牽制を図りつつ戦争準備を進めていた。そして一九〇四（明治三十七）年二月六日対口国交断絶を通告したのち、二月八日の旅順口攻撃、二月

十一日に大本營設置という順序で、戦争に突入することになる。

こうした開戦に至る過程の中でも反戦の主張は明確にみられる。その代表は堺利彦や幸徳秋水のような社会主義的観点からの主張や内村鑑三⁽²⁴⁾などの宗教的観点からの主張である。

たとえば、一九〇三（明治三六）年十月十二日付けの萬朝報の紙面には次のような記事がある。⁽²⁵⁾

予等二人は不幸にも對露問題に關して朝報紙と意見を異にするに至れり。

予等が平生社會主義の見地よりして、國際の戦争を目するに貴族、軍人等の私闘を以てし、國民の多數は其爲に犠牲に供さるる者と爲す事、讀者諸君の腕に久しく本紙上に於て見らるゝ所となるべし、然るに斯くの如く予等の意見を寛容したる朝報紙も、近日外交の事局切迫を覺ゆるに及び、戦争の終に避くべからずとせば舉國一致當局を助けて盲進せざる可らずと爲せること、是亦讀者諸君の既に見らるゝ所なるべし。

此に於て予等は朝報社に在つて沈黙を守らざるを得ざるの地位に立てり、然れども永く沈黙して其所信を語らざるは、志士の社會に對する本分責任に於て缺くる所あるを覺ゆ、故に予等は止むを得ずして退社を乞ふに至れり（後略）（署名、堺利彦・幸徳傳次郎）

同日付で内村鑑三も次のように退社の意を表しているが、それは六月三〇日や九月一日に示していたキリスト教信者としての立場からする「絶対的非戦論」に基づく開戦反対の主張が受け入れられなかったためである。

小生は日露開戦に同意することを以て日本の滅亡に同意することを確信いたし候。

然りとて國民舉げて開戦と決する以上は、之に反対するは情として小生の忍ぶ能はざる所に御座候。……殊に又た朝報にして開戦に同意する以上は……其紙上に於て反対の氣味を帶ぶる論文を掲ぐるは之れ亦小生の爲すに忍びざる所にして、又朝報が世に信用を失うに至るの途と存候。

茲に至て小生は止むを得ず、多くの辛き情實を忍び、當分の間論壇より退くことに決心致し候間、小生の微意御諒察被下度候（後略）（署名、内村鑑三）

これらの宣言は、当初少数派ながら日露開戦反対の論陣を張っていた萬朝報（黒岩涙香社主）が、満洲撤兵の不履行と南下の意思を明確にしたロシアとの開戦支持に方向転換した事への抗議を意味する。彼ら三人、特に堺・幸徳の二名はその後も平民新聞を舞台として反戦の姿勢を貫くが、國民の意向は開戦を既成事実化していく。⁽²⁶⁾

二 日露戦争の展開

1 開戦

日露戦争は、一九〇四（明治三十七）年二月八日に、二月十日の正式な宣戦布告日に先立ち、ロシア旅順艦隊への日本海軍駆逐艦の奇襲攻撃（旅順口攻撃）に始まる。同日、陸軍も朝鮮半島の仁川に上陸し、翌日には仁川沖海戦も起こっている。二月、三月と日本海軍側に大きな戦果はないが、朝鮮半島の陸軍第一軍は、四月末から五月にかけての鴨緑江会戦でロシア軍を破り、遼東半島に上陸した第二軍は、多くの死傷者を出しながら五月末の南山の戦いでロシア軍陣地攻略後、大連占領を経て北上し、旅順へ南下途上のロシア部隊を撃退し、七月末の大石橋の戦いでも勝利する等の戦果をあげていた。

2 旅順攻防

旅順要塞攻撃では当初陸海軍の共同作戦は成立していなかったが、ロシア・バルチック艦隊の極東回航がほぼ確定した段階で、海軍は陸軍の旅順参戦を認め、司令官には乃木希典が任命された。

陸軍第三軍司令部は、第二軍の一部を加えて六月に前進を開始し、八月からは海軍も旅順港内の艦船に向けて砲撃を開始した。これに対してロシア旅順艦隊は八月にはウラジオストクに向けて出撃したが、黄海海戦・コルサコフ海戦で損害を受けて旅順へ引き返している。さらにロシアのウラジオストク艦隊も、旅順艦隊に呼応して出撃したが蔚山沖海戦で大損害を被っている。こうした海軍の戦果に対し、第三軍は八月十九日に要塞への第一回総攻撃を行うが、死傷者一万五千名の損害を被り失敗に終わっている。そして八月末から九月の遼陽会戦では、ロシア軍の撃破に失敗し、沙河で対陣に入る。その後旅順要塞攻略のための総攻撃は九月以降に繰り返し行われているが、二〇三高地の占領を達成したのは十二月に入ってからであり、翌年一月ようやく降伏を勝ち取っている。

こうした二〇三高地をめぐる膠着状態の中で十月にはバルチック艦隊が旅順へ向けて出発している。

3 奉天会戦

この間陸軍はロシア軍の拠点である奉天に対して二月から攻撃を開始し、三月からは第三軍と第二軍も加わっている。そしてロシア側の予備役を投入しての反撃に大きな被害を受けつつ前進を続け、三月に入ってからロシア軍の撤退によって奉天占領が達成されている。その後ロシア側も陣営再建を行い、膠着状態に移行している。

この結果を受けて、アメリカ合衆国大統領Th. ルーズベルトからの和平交渉が打診⁷⁾されているが、バルチック艦隊に期待したロシア側は拒否し、その後両陸軍は終戦まで対峙を続けることになる。

4 日本海海戦

七カ月に渡る航海の後に日本海に到達したバルチック艦隊は、五月二十七日に東郷平八郎率いる連合艦隊と激突した。計三日間にわたるこの海戦でバルチック艦隊はその艦艇のほとんどを失い、壊滅的な打撃を受けたのに対し連合艦隊の損害は水雷艇三隻に止まり、連合艦隊の一方的な圧勝に終わった。この結果、日本側の制海権が確定し、ロシア側も和平に向けて動き出すことになる。

5 ポーツマス条約

日本海海戦において勝利を収めたものの、それ以上の戦争継続が国力上ほぼ不可能であったために米国²⁸に対して「中立の友誼的斡旋」を申し入れたことを受け、開戦当初から日本支持の立場を表明していたTh・ルーズベルト大統領は一九〇五年六月九日、日露両国に対し講和交渉の開催を提案した。

それを受けて講和会議が一九〇五年八月一日より開始されるが、その中で日本側が要求したのは朝鮮半島（大韓帝国）に対する日本の保護権の全面的承認、満洲からの両軍の撤退、遼東半島関連の利権の譲渡等の十二か条の講和条件である。ロシア側は、それらの条件に対し、「樺太の全面的譲渡」「賠償金の支払い」「損害や被抑留などのロシア軍艦の日本への譲渡」等を除き、条件付きも含めてほぼ承認の姿勢を示している。そして領土割譲と賠償金獲得の困難さを理解した日本側は、獲得利権の最終的合意を以下の内容に集約し、受諾・調印することになる。

- ① 朝鮮半島に於ける日本の保護権を含む優越権の承認
- ② 日露両軍の満洲から撤退し満洲地域の清国への還付²⁹
- ③ 樺太の北緯五〇度以南の領土の日本への譲渡
- ④ ロシア遼東半島南部（含旅順・大連）租借権の日本への譲渡

⑤ 極東ロシア領沿海州沿岸の漁業権の日本への譲渡

しかし、こうした内容は戦勝に酔う国民の受け入れ得る内容ではなかった。

6 戦後の情況

日露戦争で費やされた国家予算約六年分にあたる約一七億円にもぼる戦費の調達は、戦争遂行中に、外債八億発
行と共に内債と増税により九億⁽³⁰⁾という内訳でなされた。そのため、増税で苦しむことになった日本国民は日露戦争
の勝利に際して、賠償金五〇億円、遼東半島の権利と旅順―ハルピン間の鉄道権利の譲渡、樺太全土の譲渡などを
期待していた。しかし、ポーツマス条約ではそれらの期待は実現されず、特に賠償金獲得がなかったことに不満を
募らせた結果、全国各地で講和条約反対と戦争継続を唱える集会が開かれ、「国務大臣と元老を全て処分し、講和
条約を破棄してロシアとの戦争継続を求めろ」といった内容の主張すらなされていた。

そして九月五日、黒龍会系右翼勢力と野党議員らによって構成された講和問題同士連合会による日比谷公園での
条約反対の決起集會計画に対し、警視庁は禁止命令を出し日比谷公園封鎖等も行っていった。しかし当日三万人に上
る民衆が日比谷公園に侵入し、過激化した参加者の一部が講和賛成を打ち出していた国民新聞社や内務大臣官邸を
襲撃し、平和実現を説いていたキリスト教会や東京市各所の交番、警察署などが破壊され、市内十三か所以上から
火の手が上がる暴動となった。敵国ロシアのシンボルであったニコライ堂⁽³¹⁾に加え、米国も不当な講和の斡旋者とし
て標的となり、駐日アメリカ公使館も襲撃の対象となっていた⁽³²⁾。これに対して翌日、日本政府は東京市周辺に戒厳
令を敷き、近衛師団が鎮圧にあたってこの騒動を收拾した。これが日比谷焼き討ち事件である。

こうした動向は、戦時中の緊縮生活と戦争の多大な人的被害に伴う不平不満の表出であると同時に、自らが属す
る日本という国の行動としての戦争の自覚に基づき、日清戦争以降の対外的勝利とそれに伴う日本という国への自

己評価に基づく国民意識と、現実の日本への評価と取り扱いと乖離に対する焦燥感の反映であろう。そうした国民感情が日本の帝国主義的政策への傾斜の是認となつて現れてくる。

三 帝国日本の形成

一八五八（安政五）年の日米修好通商条約並びに安政五カ国条約という不平等条約締結によつて、日本は鎖国状態から脱して国際社会に参加することになる。しかしその際のありようは開港地や東京に外国人居留地が設けられ、領事裁判権も承認されるなど、対等の関係が認められていたわけではない。⁽³³⁾

この実態に対して明治政府は、不平等条約の改正を目的としてほぼ一貫して欧米各国の帝国主義政策を範とする対外拡張政策を推進していくことになる。その第一歩が一八七二（明治五）年に始まる琉球処分であり、その後一八七五（明治八）年の樺太・千島交換条約による千島列島領有権の確定、翌年の小笠原諸島領有の確定、そして日清戦争後の下関条約により台湾・澎湖諸島の領有とつながり、そして本稿で取り上げた日露戦争後の一九一〇（明治四十三）年には日韓条約によつて朝鮮半島を領土化し、領土拡大を本格的に推進していくことになる。⁽³⁴⁾

従つて明治政府においては、日清・日露両戦争後の政党政治体制下における軍部・官僚批判や日露戦争反対を主張していた社会主義思想等などへの対抗のため、政府内や軍部を中心として行うナショナリズム醸成政策が必然となつてくる。それは、そうした国家方針を推進していくための近代的国家・社会制度の構築と共に、それに同調し協力する国民の形成を目的とする方策の導入を意味する。それを先ず「教育」という観点から見てみたい。

1 教育勅語の制定に示される教育方針

日清戦争前後にあたる一八八〇—九〇年代の時期は、義務教育に対する忌避感が和らぎ就学率も半分を超え、さ

らに日露戦争後には九割を超える水準に達している。そうした状況を背景に政府は教育に対する統制を強めていく。一八八五（明治十八）年、第一次伊藤内閣の下で森有礼が初代文部大臣に就任し、日本における教育政策を方向づけていく。彼は翌年から従来の教育令に代わる一連の「学校令」の公布に関与し、様々な学校制度の整備に奔走し、国の教育方針を徹底実践すべく師範学校を政府直属としつつ、軍事教練や徳目教育の重視などを通じて統一的な教師育成システムの構築も行った。こうした内容にもかかわらず当時の政府の教育観には、初等教育における統制の強化に対して、大学自治の慣行の形成に見られるように、高等教育になればなるほど自治・自由を認めようとする傾向も認められる。これは教育分野の担当者であった森が留学などで学んだ、自律を強調する英米式のエリート教育の在り方が背景となっておりと思われる。この意味で明治期の教育理念は、儒教的徳目の強調などにおいて封建制との連続性を保ちつつ、実質的には従順なる国民一般と共に自律的資質を持つ指導層の形成を目的とする近代的国民教育という要素を強く持つという点において、封建的規範と西欧的近代の内容との折衷的発明品であると解釈でき、その集大成が一八九〇（明治二十三）年の「教育勅語」の発布といえる。

憲法にも拘束されずに天皇が示す教育の指針として存在することになった「教育勅語」の中核は、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホ（ス）（汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦^{むつ}び合い、朋友互に信義を以つて交り、へりくだって気^き随^ず気^ま儘^まの振舞いをせず、人々に對して慈愛を及す）」という儒教的徳目を基礎に、「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ（進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起つたならば、大義に基づいて勇氣をふるひ一身を捧げて皇室国家の為につくせ）」⁽³⁶⁾などが中心的内容となる。

こうした儒教的徳目に基づく修身を基礎として忠君愛国を強調し、国家目的への恭順・忠誠を国民に植え付けようとする「国民教育」方針は、国家目的に協力を惜しまない「国民」の形成には不可欠であったし、同時に「生徒教導方要項」を全国の女学校に配布することを通じて森が強調した良妻賢母という規範的在り方は、「教育勅語」の前提となる家父長制と不可分であり、明治天皇の大葬に際して乃木希典夫妻が殉死した後は乃木夫人が良妻賢母の代表と目されるなど、大正期に入ってもそうした規範強化の傾向は続いていく。こうした点に、家族的一体性を中核とする国体観と明治政府が構築しようとした教育制度とのつながりを見て取ることが出来る³⁶⁾。

また、社会組織の面でも中央官僚組織に直結するような地方における地域組織経営の努力が見られる。

具体的には、「地方改良運動」という呼称の下で、内務省による国内統制強化策として町村の統合を背景とした中央集権体制に付随する地方組織の形成が推進されている。

その中で、日露戦争中に戦争協力を目的に発足した愛国婦人会などの組織は、戦争中に全国で会員五〇万人にまで拡大したし、明治以前の村落共同体にも存在した若衆組等と呼ばれていた組織を「青年会」として新たに設立させ、地方政府とのつながりを通じて中央政府とも間接的につなげ、政府の意思を地域に伝達するための組織として活用することも行われている。あるいは道徳規範の喧伝のためには、幕末から明治初期に構成されていた全国各地の報徳会組織などを全国組織として編成・活用することがめざされ、一九一一（明治四十四）年には大日本報徳社が発足し、大正期にかけて最終的に全国約七〇〇社の合同参加が行われている。これも地方の名士などを通じた日本的な倫理・道徳の統一化や普及などの目的に活用され、小学校の二宮金次郎像の設置などに繋がっていく。

一方軍組織の中でも、一九一〇（明治四十三）年陸軍が徴兵検査の合格者のうち志願者を募る形で、予備役・後備役軍人の軍人精神向上、傷痍軍人・軍人遺族の救護等を名目に在郷軍人会を発足させ、一九一四（大正三）年に

は海軍も加わり一九一八（大正六）年までに二〇〇万人以上の会員を確保している。³⁸

こうした地方を含む各組織の動員と活用を通じて、政府による地方統制と国家意思・国家目的への協力を推進していく動きが様々な場面でみられるようになる。これらの動向の効果は一朝一夕でみられるようになったわけではないが、国家主義的・愛国主義的理念の普及の努力の開始から結実の事例と見ることが出来る。

おわりに

日清・日露両戦争の勝利によって不平等条約改正が達成されたことを見れば、開国後一貫して日本が追求してきた欧米列強との対等化という目標が、軍事的成果を通じて一応達成されることになる。そしてそれは維新以後の文明開化の標語に象徴される状態が達成され、一人前の近代国家としての新たな目標設定が必要になったことを意味する。そしてこれらの状況が存在した二十世紀への転換期は、米西戦争（一八九八）、第二次ブーア戦争（一八九九—一九〇二）、北清事変（一九〇〇）後の中国分割など、帝国主義的世界体制構築の最終段階に入っていた時期である。日本はその中で日露戦争後には一九一〇年の韓国併合へと進んでいく。それは欧州列強が行っていた帝国主義的競争の中に身を置くことを意味していた。³⁹その後、第一次大戦後の青島租借による中国進出などでその姿勢はより明確になっていくが、それは対外的には特にアジア圏への進出をめぐって欧米諸国や中国・韓国と対立することであり、同時に領土確保のために手段を選んではいられない政策選択でもある。⁴⁰

国内的には戦争をめぐる多様な主張が示すように、政治的多様性が明確となっていく時期であり、それは一方で大正デモクラシーのような多様性を前提とする政治状況への展開へとつながっていく。政府側はそれに対応すべく教育制度とその内容の決定後、一九三〇年代における国体論の完成に象徴されるナショナリズムの高揚⁴¹を計るが、

それは日清戦争後に陸奥宗光が指摘した国民の「増長」や日露戦争後の日比谷事件などを出発点とした国民意識を一定の方向へ導くためのものであり、中央集権化を達成した政府の国民形成政策と不可分と考えねばならない。それが大正期から昭和へと続く政治状況へとながっていきが、その解明が今後の問題となる。

註

- (1) 日清戦争をめぐる諸状況に関しては、拙稿「近代日本の戦争とナショナリズム——日清戦争期までを中心として」『仏教経済研究』四十九号、駒澤大学仏教経済研究所、二〇二〇年、を参照されたい。
- (2) 日清戦争自体の意味付けは、福沢諭吉が「文明開化の進歩を謀るものとその進歩を妨げんとするものとの闘い」(全集14、四九一頁)と規定したように、近代的欧米文明を体現しようとする日本と、旧弊的アジア文明に固執しようとする清国との争いという点が強調された。しかしそれに勝利したにもかかわらず三国干渉という形で欧米陣営への帰属を拒否されたことは、欧米諸国による日本の国際的地位の認定は日本が望んでいた水準よりも低かったことを意味しており、日清・日露両戦争の戦間期はその後の日本の国際的地位の向上のための方向性が混乱の時期を迎えたことを示しているといえる。
- (3) 日清・日露戦争の歴史的意義づけに関しては、W・G・ビーズリー(杉山伸也訳)『日本帝国主義1894—1945——居留地制度と東アジア』岩波書店、一九九〇、5・6章、大江志乃夫『東アジア史としての日清戦争』立風書房、一九九八年、同『世界史としての日露戦争』立風書房、二〇〇一年、原田敬一『日清戦争』吉川弘文館、二〇〇八年、和田春樹『日露戦争——起源と開戦』上下、岩波書店、二〇〇九・二〇一〇年、他を参照した。もちろん両戦争の過程の中に防衛戦争と帝国主義戦争と呼びうる要素はともに指摘することができ、一義的な規定は困難である。
- (4) 例えば植民地獲得を典型的政策とする帝国主義戦争という観点については、日本による台湾の統治を例にとると、憲法その他に海外領域統治に関する規定がないために一八九六(明治二九)年に「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を定め、樺山資紀らの軍人を台湾総督に任じ統治権を委ねる制度を採用している。これは総督府による統治という点で英国のインド統治に準じた欧州列強を範とした対外統治政策の例であり、日本政府の方針として武断主義を打ち出した統治政策であった。そしてこの政策の選択は、清国からの台湾引き渡しの手続きが完了した一八八五年六月段階にはすでに台湾住民によって台湾民主国独立宣言が発せられ、いわゆる台湾征服戦争が始まることにもつながっている。

(5) 日清戦争の開戦に関して藤村道生は『日本現代史』（山川出版社、一九八二）において、御前会議での開戦決定や宣戦布告に先駆けて参謀本部の決定のみによる派兵が決定されたことに対して「政府の協調政策を阻止するために、外交大権に属する海外出兵の決定権を政府から奪う参謀本部の合法クーデターというべき事件であった」（二二五頁）と指摘し、外務省（政府）と軍部との対立の反映としての開戦であったと指摘している。

(6) 宮内庁編『明治天皇紀 八巻』、吉川弘文館、一九七三、四八二頁。

(7) この部分を典拠に、明治天皇は非戦的かつ平和主義であるとの主張も存在する。渡辺幾治郎も『日清・日露戦争史話』（千倉書房、一九三七）において明治天皇を「一日と雖も、戦いを忘れたまはず、それに備えたまうた明治天皇は、また平和の愛好者であらせられた」（二四七頁）と強調し、明治天皇が日清戦争に消極的であったとの見解を示している。ただその口を転じ、新作戦地に進むの叡慮あらせしし（『明治天皇紀 第八』、七一八頁）という内容に示されるように、戦勝状況の確定以後は態度を積極的方向に変化させている。したがって、戦況の行方に不安を抱いたことはあっても、終始一貫して平和志向であったとはいいがたい。ただし、伊藤之雄の『立憲国家と日露戦争——外交と内政』（木鐸社、二〇〇〇）によれば、日露戦争前後において明治天皇は日英同盟には明確な指示を示しつつも日露戦争には一貫して慎重であったとされる。（一二四頁以下、一二二頁以下参照）

(8) 陸奥宗光『蹇蹇録』岩波書店（岩波文庫）、一九八三年、四一頁。尚、以下での『蹇蹇録』からの引用は本文中に頁数のみを記す。

(9) 陸奥宗光は「元来欧米各国は我が国比年欧洲流の軍政、軍紀を採用するを見て、その中心竊かに日本は文明的軍隊組織を模擬するを得るも、果たして能く実戦に臨み欧洲各国の軍隊における如く紀律節制の下これを運用し得るやと疑惑したり」（『蹇蹇録』一七五頁）と指摘している。日本の近代化に関するこうした指摘は、維新後の政治制度の整備のみでは欧米列強に並ぶことが出来ない一方で、軍事的能力に関する欧米列強の日本への不信任感を表わしていたと理解すべきであろう。同時に「列国外交の關係はその互いに感触する所すこぶる過敏にして……朝鮮事件が一時如何に日英条約の改正事業に重大なる影響を及ぼさん……」（同一一八頁）という指摘は、戦争の行方がその後の日本の国際的立場に大きく影響することが自覚されていたことも示している。

(10) 一八九五（明治二十八）年の下関条約締結を受けて、独・仏・露の三国から、日本の遼東半島領有は東アジアの平和を乱すものとして遼東還付を勧告する覚書が示された。これが、いわゆる「三国干渉」で、自国の南下政策にとって日本の

遼東半島領有を不都合とみたロシア主導の干渉である。そして陸奥は、『蹇蹇録』執筆の動機を「昨年朝鮮の内乱以来延いて征清の役に及び、竟に三国干渉の事あるに至るの間、紛糾複雑を極めたる外交の顛末を概叙し、以て他年の遺忘に備えんと欲するのみ」(二六四―五頁)と述べ、三国干渉が記録の背景であることを強調している。

- (11) 福澤は、本来世界の文明圏を三つに分け、「欧羅巴諸国並に亜米利加の合衆国を以て最上の文明国と為し、土耳其、支那、日本等、亜細亜の諸国を以て半開の国」(『福澤論』吉著作集 第4巻)慶應義塾大学出版会、二〇〇二、二二頁)としていた。そして日清戦争前の「脱亜論」においては「その伍を脱して西洋の文明国と進退を共に」(同著作集8 二六四頁)すべきであると変化した。さらに「今後と雖も文明教育を以て支那の人民を度するの望みは到底覚束なかる可し」(『福澤論』吉全集 第一六巻)岩波書店、一九七一、二〇八頁)と、文明化・近代化という観点から中国・中国人への評価が低下してしまつたことを明言している。

- (12) この間、日清戦争後の外交方針に関しては、治外法権の撤廃を受諾してくれた英国との関係を重視していくか、三国干渉以来東アジアにおいて利害対立を明確にしたロシアとの緊張関係の緩和をめざすかの対立が見られる。ただし、日清戦争の賠償金獲得後の政策は、干渉国に対して対抗することを目的としたと思われる軍拡が最も目立つので、臥薪嘗胆の言葉で日本人が連想した政府方針の内容は軍事的強国化であり、国民感情としてはその容認に傾いていたと理解出来る。

- (13) シベリア鉄道はモスクワ発でウラジオストクに至る鉄道であるが、一八九一年に建設が開始され、露仏同盟の誼でフランス資本を導入して工事が進められ、一八九六年の露清密約によって東清鉄道の敷設権を得て一九〇三年に完成している。この結果、満洲北部からハルビンを経由して大連、旅順への路線を確保し、朝鮮半島進出が可能となった。

- (14) ロシアの南下政策とは本来不凍港を求めて行われた領土獲得政策であるが、露土戦争(一八七七―一八七八)等の勝利で得られそうになったバルカン半島での地歩がベルリン会議によって覆されたことにより、ロシアはバルカン半島進出を事実上断念し、極東地域進出⇨満洲地域・朝鮮半島進出の意図を明確にしていく。

- (15) 大國ロシアとの交戦を避けつつ朝鮮半島での地盤を確立するために、伊藤博文らは満韓交換論を提唱していた。最終的にこの主張は、朝鮮半島、満洲、日本海から渤海沿岸地域を日本の支配下に置くべきとする対ロシア強硬派には受け入れられず、その後日本の政権運営が伊藤らの明治元勳の手から離れることで国策とはならず、日本の政治状況も日露戦争をはさみながら桂太郎と西園寺公望が交代しながら政権を担当する時代、いわゆる桂園時代を迎えることになる。

- (16) 三国干渉の受け入れによって日露間の国力格差を実感した李氏朝鮮では、閔妃を中心とする親露派の台頭が進み、日本の影響力が後退していた。それに対して日本側がとった措置が、本文中にも触れた、親露派の中心である閔妃殺害である。

これをきっかけに様々な形の反日暴動が続発するが、この時高宗はロシア公使館に避難して親露路線を強めた結果、ロシアによる朝鮮国王の保護や軍事・財政分野での協力の供与等の形で朝鮮への関与がより深まることになる。こうしてロシアの朝鮮半島への進出意図が明確になるとともに、日本のロシアへの不信感は増していくことになる。

(17) イギリスは従来の「光荣ある孤立」の外交方針を捨てて日英同盟を締結したが、その内容は、満洲から朝鮮半島における利権を巡ってロシアと日本との間で交戦に至った場合は、イギリスは中立を守りつつそれ以上の他国の参戦を防止すること、さらに二国以上との交戦となす場合には同盟国は締結国を助けて参戦することを義務づける、等である。この同盟締結の背景には、前註のロシアに対する不信感と共に、イギリス公使の経験がある小村寿太郎による、ロシアのアジアへの進出に対抗するために日本の軍事力を利用したいというイギリスの外交方針への理解が存在したと思われる。

(18) 日英同盟自体、アジア進出に先行していたイギリスにとっては、当時第二次ボア戦争（一八九九—一九〇二）などの影響からアジアへ戦力を割くことが困難であったため、日本を活用したロシアへの牽制が目的であるともいえる。従って日露戦争時にイギリスが参戦したわけではないが、日本の外債引き受けや対ロシアの諜報活動、あるいはバルチック艦隊のスエズ運河通行拒否などに示される非協力的態度などは、戦時に日本側に有利に働いたことは否定できない。

(19) 清国では日清戦争敗北後、宗教的結社である義和拳教が「扶清滅洋」を掲げ、キリスト教会や宣教師等への攻撃に示される排外主義的運動を激化させており、一九〇〇（光緒二十六年）年に西太后がこの行動を支持して欧米列国に宣戦布告したため国家間戦争（北清事変）へと拡大したが、その事変に際しては他国に比してロシアの軍事行動が目立っていた。

(20) 徳富猪一郎編述『公爵山縣有朋傳 下』山縣有朋公記念事業會、一九三三、五四一頁、同、五三九—五四〇頁。

(21) 東京帝国大学教授戸水寛人等による意見書で、東京朝日新聞に全文掲載され、「満洲、朝鮮を失えば日本の防衛が危うくなる」との立場から、ロシアの満洲からの完全撤退、対露武力強硬路線の主張など、桂内閣の外交を批判する内容であった。（新聞集成明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史』第十二巻、林泉社、一九四〇、八〇頁以下参照。）そしてこの時期、東京朝日、大阪朝日、大阪毎日、国民新聞、時事新報などの有力紙は対露強硬論を主張し、反戦は萬朝報や二六新報等に限られていた。

(22) 高宗や両班などの旧李朝支配者層は日本の影響力排除を試み、日露戦争中にもロシアに密書を送るなどの外交を展開していたが、それらの動きは戦争中に密使が発見されたため失敗に終わる。また、ロシア側も一九〇三（明治三十六）年に、鴨緑江河口の龍岩浦（竜巖浦）に軍事拠点を築く（龍岩浦事件）など、朝鮮半島進出の意図を明確に示している。

こうした中、大韓帝国の政治団体である一進会などは、李氏朝鮮支配体制維持の下では改革が難しいと判断し、日本と

大韓帝国との対等合併を趣旨とする日韓合邦論の下に日本への協力を示した。樽井藤吉は『天東合邦論』（竹内好編『現代日本思想大系 9 アジア主義』筑摩書房、一九六三、参照）に示した日韓連邦建設によって欧米列強諸国からアジアの独立を護ろうと主張している。また、大アジア主義を掲げた玄洋社、対露主戦論や日韓合邦論を主張した黒龍会なども日韓の一体化を主張しているが、その内容には対等の協力関係の模索から、植民地支配の主張まで幅広い内容が存在する。

(23) 幸徳・堺らはこの後十一月十五日に『平民新聞』を創刊し、その冒頭の四つの宣言に於いて「自由、平等、博愛」を掲げて平民主義・社会主義を標榜しつつ、「平和主義」、「軍備の撤去」、「戦争の禁絶」等を掲げて反戦の姿勢を明確にしている。そして、戦争が近づく一九〇四年一月でも反戦の主張を換えず、開戦後に増税案が成立した際も批判を続けたために新聞は発禁となり、発行・編集人であった堺は、軽禁固の処分を受けている。

(24) 内村の非戦論はキリスト教無教会派の教理に基づくもので、戦争政策の遂行への反対や暴力否定などは明確であるが、個人の兵役拒否等の行動を容認してはならない。「キリストが他人の罪のために十字架についた」ことを範として、他人を自分の代わりに戦場に赴かせることの不当性の指摘が中心で、兵役に就くこと自体は否定していなかった。同様に、「君死にたまふこと勿れ」の文言で有名な与謝野晶子の長詩に示されるある種の厭戦的気分が（非国民と非難される状況下にあっても）国民の間に存在していたことも否定できない。

(25) 新聞集成明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史』第十二卷、林泉社、一九四〇、一一七一―一八頁

(26) 原敬は当時の日本の一般的状況を「今日の場合にては国民の多数は心に平和を望むも之を口外する者なく、元老と雖ども皆自然るが如くなれば、少数の論者を除くの外は内心戦争を好まずして而して実際には戦争に日々近寄るもの如し」(『原敬日記』第一卷、福村書店、一九六五、八七頁)と述べ、開戦へと流される状況を指摘している。

(27) もちろん当時の米国の外交戦略として、日露の一方の勝利により、勝利国が満洲、蒙古、シベリア、沿海州等の地域の中国及び朝鮮権益の独占を阻止し、米国の権益確保の余地を残すという目的が存在していたことは否定できない。

(28) 日露戦争開戦時の戦力比較ではロシア対日本は、歩兵六六万対一三万、騎兵一三万対一万、砲撃支援部隊一六万対一万五千、工兵と後方支援部隊四万四千対一万五千、予備部隊四〇〇万対四六万と圧倒的に劣っていた。そして日本海海戦終了後の段階で日本は、一〇〇万を超える将兵を動員し、死傷者は死者八万四千人を含む約二〇万人、戦費は約二〇億円に達し、弾薬補給能力の限界も迎えており、シベリア鉄道による兵力投入力を残していたロシアと比較すると戦争継続能力において大幅に劣っていた。満洲軍総参謀長の兒玉源太郎は、一年間の戦争継続を想定した場合、さらに二五万人の兵と一五億円の戦費を要するとして、続行は不可能と結論づけていた。(横手慎二『日露戦争史―20世紀最初の大國間戦争』)

- 中央公論社、二〇〇五、日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社、二〇〇五、和田春樹『日露戦争―起源と開戦 上下』岩波書店、二〇〇九、二〇一〇、黒岩比佐子『日露戦争勝利のあとの誤算』文藝春秋〔文春新書〕等を参照)
- (29) ポーツマス条約に明記された「ロシアの満洲地域における利権の放棄」中国での利権の放棄」という内容は、日本を含む各国による、その後の満洲地域への進出を可能にしたものとして各国の帝国主義政策にとっては大きな意味を持つ。
- (30) 戦費調達のための増税は、一九〇四年の二月と十二月の二度にわたって「非常特別税法」という形で実施され、地租・所得税・営業税の直接国税が大幅に増税され、さらに翌年の三回目の改正では時限立法から恒久税制への転換もなされている。三谷太一郎はこの増税の影響として納税者の拡大による選挙権者の増大を指摘しているが、経済活動への打撃を通じて庶民一般への影響も大きかったはずであり、その見返りを求める心境の存在は否定できない。(三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』岩波書店、一九九七、四二頁以下参照)また、こうした参政権獲得者の増大と、その後の大正デモクラシー時代への移行ないし米騒動などに象徴される騒擾の時代の到来は無関係ではないと捉えられる。
- (31) 結局警察署二、交番二一九、教会一三、民家五三、電車一五台などが焼き討ちにあったが、ニコライ堂は無事であった。ニコライ堂は日露戦争中から、国民感情を考えてか、その存在の象徴であった鐘を鳴らすのを止めるなどの対応を示しており、警察側もその安全の保障に手をつくし、日比谷事件の際もそれは変わらなかった。
- (32) 各地で屈辱的講和反対の大会が開かれ、神戸(九月七日)、横浜(九月十二日)でも暴動が起こっている。
- (33) 領事裁判権の設定には列強における日本蔑視という側面の他、制度的意味合いでは安政五カ国条約締結時はいまだ幕藩体制下にあった時期であり、各藩において各々独自の裁判権の行使が認められていたことも背景にあったはずである。
- (34) 利権獲得を中心とした租界(seiheimat)獲得を含めれば、日清戦争後には日本は杭州、蘇州、天津、漢口、重慶などで順次入手していき、ポーツマス条約によって北緯五〇度以南の南樺太が領土となり、遼東半島先端部を中心としたいわゆる関東州も租借権を継承している。そして第一次世界大戦後には、ニューギニア等の南洋諸島に対して日本の委任統治(under Japanese Mandate)が認められ、その後正式に日本領となるなど、領土拡大が続いている。
- (35) 括弧内の訳文は一九四〇年の文部省による「教育に関する勅語の全文通釈」による。
- (36) ただし、こうした価値規範の設定が必ずしも万民に受け入れられていたとは言えない。例えば山路愛山は「日本及び日本の女」(『婦人画報』、一九一六年二月・三月号)において、弟橘姫の従軍の事実や北条政子の統治能力の高さなどを例として、日本が古来から男性―外事、女性―内政といった役割分担をしていたとするのは歴史認識の誤りであり、家長長制自体が戦国時代から江戸時代にいたる期間において確立したものであることを指摘しながら、良妻賢母の日本固有性に対

する批判を展開している。そしてさらに忠君愛国の規範に対しても、「政府は天皇の政府に相違なし。さりながら人民も天皇の人民なり。天皇の億兆を糊塗して養ふが日本の国体なり。其の政府が天皇の赤子たる人民を悩ますとき、人民が起こつて抵抗するは何故に不忠なりや」(山路愛山『基督教評論・日本人民史』岩波書店、一九六六、二〇二頁)と述べて、臣民という位置づけによる一方的な従順さを否定している。

(37) 一八八〇年代以降、中央集権化の過程で、七万六千以上存在した町村を一万二千にまで減らす町村統合が行われている。特に日露戦争後には一九〇八年十月十三日に出された戊申詔書に基づき、戦争によって疲弊した町村の復興を名目として地方財政の立て直し、人材育成を進め、併せて国民教化の推進するための地方組織の再編が行われている。

(38) 在郷軍人会創設者の一人である田中義一は、「在郷軍人を適当に指導し、之を一般の青年に及ぼして、国民の思想を健全に導き国家の基礎を固むる」点にその目的を設定している。(井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、一九六九、三六九頁より引用)

(39) 関税自主権回復は、日露戦争後の一九〇七(明治四十)年に締結された日露新通商航海条約によるものであり、その後、一九一一(明治四十四)年に欧米各国との間で通商航海条約が締結され、完全な回復が達成された。

(40) 江口朴郎は『世界史の現段階』(岩波書店、一九八六)の中で「日本の近代国家としての新しい出発は、アジアにおける人民の抵抗を抑圧する軍事力として欧米強国の勢力関係の間に自らを介在させることよってのみ可能であった」(五三頁)と述べている。こうした日本の動向が、中国ではなく日本を対象とした黄禍論(独: Gelbe Gefahr、英: Yellow Peril)や、同じく中国進出を意図するアメリカとの軋轢を生んでいくことになる。

(41) 海外領土確保の初例である台湾領有の場合でも領有阻止運動の鎮圧には半年以上、完全な鎮圧には一九〇二年までかかっている。(黄照堂『台湾総督府』ちくま学芸文庫、二〇一九、八六頁以下参照)そして、韓国併合については、併合を完成させた一九〇二年の第二次日韓協約の在り方をめぐり、現在においても国際法上の合法性、有効性をめぐって韓国から異議が示され続けている。(海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店、二〇〇〇、二三四頁以下参照)

(42) 国体論については『仏教経済』四十八号の「国体論」の形成と展開——『新論』の主張を媒介として——で幕末から明治期にかけての日本のナショナリズムを取り上げている。今後は、一九三〇年代に完成を見る日本ナショナリズムの実態及び現在に至るナショナリズムの変遷についての考察が必要である。